

休講等の判断基準について

令和2年12月22日
校長 裁定

この基準は、大雨、台風、積雪、火山噴火、地震、その他の自然災害等により、鹿児島県内外の自治体に避難勧告等が発令され又は防災気象情報が発表された場合及び不測の事態が生じうる場合に、学生の安全確保を最優先とし休講等の判断基準について、必要な事項を定める。

1. 休講等の決定

(1) 大雨、台風、積雪、火山噴火、地震等

午前6時の時点で、次のアからエまでのいずれかの状況が確認された場合は、午前の授業を休講とする。

午前11時の時点で、次のアからエまでのいずれかの状況が確認された場合は、午後の授業を休講とする。

ア 霧島市に避難指示（警戒レベル4）^{※1}または特別警報（大雨、暴風、噴火等：警戒レベル5相当）^{※2}が発令されている場合

イ 6時間後までの台風の予報進路^{※3}において、霧島市が台風の暴風域に入っている場合

ウ JRなどの公共交通機関が運休止、かつ国道10号線および九州自動車道（ともに鹿児島ー加治木間）の双方で不通^{※4}となっている場合

エ 安全に通学することが困難であると校長が判断した場合

※1 避難指示	・・・	市町村が発令したもの
※2 特別警報	・・・	気象庁が発表したもの
※3 台風の予報進路	・・・	気象庁が発表したもの
※4 国道の通行止め 九州自動車道の通行止め	・・・	国土交通省鹿児島国道事務所が発表したもの NEXCO西日本が発表したもの

(2) 感染症

感染症の拡大防止として、校長が休校の措置が必要と判断した場合は、休校とする。

(3) その他

校長は、上記の基準にかかわらず、必要な休講措置等を決定し実施することができる。

2. 通学における公欠基準等

(1) 公共交通機関を利用する者

1) 普段通学に使用している公共交通機関が午前6時の時点で運休止、その他の通学方法がない場合は、午前の授業の欠課について特別欠席（公欠）を認める。

また、午前11時の時点で運休が継続している場合は、午後の授業の欠課について特別欠席（公欠）を認める。

2) 公共交通機関の運休が解除された場合は、安全に通学できることを確認した上で、す

みやかに通学すること。ただし、安全に通学することが困難な場合は特別欠席（公欠）を認めるが、必ず担任へその旨を連絡すること。

(2) 公共交通機関を利用しない者

- 1) 徒歩、自転車、原付、自動二輪車、自動車等で通学する者は、悪天候・自然災害等で安全に通学することが困難な場合は特別欠席（公欠）を認めるが、必ず担任へその旨を連絡すること。また、状況が回復した場合、安全に通行できることを確認した上で、すみやかに通学すること。

3. 休講等の連絡方法

(1) 休講等が予定される場合

学校のホームページ及びクラス連絡等で連絡する。

(2) 緊急に休講等とする場合

緊急に休講等とする場合は、マイクロソフトoffice365メールを使用し連絡する。また、補助的な連絡手段として、ソーシャルネットワーク（LINE、Twitterの本校アカウント）やmoodleを使用し、情報を発信する。

4. その他

「台風等による休校措置の判断基準について」（平成27年4月1日教務委員会）は、廃止とする。